

令和元年7月16日

令和元年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集の公示

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号）第3条第2項の規定に基づき、令和元年度「独立行政法人等非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

国立大学法人山形大学長

1. 趣旨

独立行政法人等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の4の規定により、国立大学法人山形大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 募集期間

令和元年8月1日（木）～令和元年9月2日（月）（受付時間：平日8時30分～17時）

3. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、本学のホームページの「個人情報ファイル簿」（以下URL参照）に掲載しています。

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/7815/6082/3650/2019personal.pdf>

4. 提案の主体（提案者の要件）

独立行政法人等非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（※1）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第44条の6の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。（※2）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 未成年者、成年被後見人又は被保佐人② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者③ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せら |
|---|

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

- ④ 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

※1 代理人による提案の場合は、代理人の権限を証する書面（当該代理人の権限を証する委任状（別紙様式第2号））を提出してください。

※2 上記に掲げる①から⑥までのいずれかに該当する者のほか、法第2条第11項の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）も提案することはできません。

5. 提案の方法

(1) 提出書類

提案にあたっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○提案書類

①提案書

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
（別紙様式第1-1号）（※1）

②添付書類

誓約書（別紙様式第3号）

提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面（任意様式）

提案をする者の本人確認書類（※2）

当該代理人の権限を証する委任状（別紙様式第2号）（※3）

その他本学が必要と認める書類（※4）

○提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<https://www.yamagata-u.ac.jp/university/open/privacy/hishikibetsu/>

※1 法第44条の12第1項の規定により、既作成の独立行政法人等非識別加工情報につ

いて、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に独立行政法人等非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」（別紙様式第1-2号）を提出して下さい。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

※2 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

※3 代理人による提案をする場合に限りです。

※4 必要な場合には、提案書類受領後に本学より連絡します。

（2）提出方法

- ・持参又は郵送・信書便により、提案書類を本募集要綱の最後に記載されている「本件に関する連絡先・書類の提出先」まで提出してください。
- ・持参による場合は、平日の8時30分から17時までにお越しください。
- ・郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着となります。

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 提案者が法第44条の6各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。② 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則（※）第10条で定める基準に適合するものであること。④ 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。⑥ 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用目的・方法及び漏えいの防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。⑦ 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。 |
|---|

※ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成 29 年個人情報保護委員会規則第 2 号）

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

8. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類に必要事項を記入して提出することにより、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求められることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した独立行政法人等非識別加工情報の著作権は、本学に帰属します。
- (5) 独立行政法人等非識別加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

○本件に関する連絡先・書類の提出先

〒990-8560

山形市小白川町一丁目4-12

国立大学法人山形大学総務部総務課法規担当

電話：023-628-4009

メール：somhoki@jm.kj.yamagata-u.ac.jp